

山口県の 中小企業

2005 Oct

10
Vol.570

組合活性化情報

毎月1日発行

平成17年10月1日

■特集

女性による地域おこし
外国人研修生の共同受入が目立つ
平成16年度組合設立動向

北の大地で誓おう フロンティア精神 組織の力
第57回中小企業団体全国大会開催

山口県中小企業団体中央会創立50周年記念式典のお知らせ

組合等ニュース

ボランティアで給水栓を修理

岩国管工事協同組合

創立35周年・法人化20周年記念式典を開催

山口県畳工業組合

■会員紹介…防府冷凍冷蔵協同組合

■全国先進組合事例

■シリーズ…中小企業組合検定試験（16年度問題と解答）

■景況動向



女性による地域おこし 外国人研修生の共同受入が目立つ

平成16年度組合設立動向

山口県における平成16年度の新設組合は9組合で、そのうち企業組合が2組合（15年度は3組合）、協同組合が7組合（15年度は9組合）である。

以下では、本県における組合設立の背景や事業目的などから、16年度の設立動向を探るとともに、17年3月末までに設立された9組合について紹介する。

企業組合で

女性による地域おこし

長門市俵山では、主婦らで農産加工品を製造・販売する俵山農産物加工センター企業組合を設立した。地域の農林生活改善実行グループが農協の支援を受けながら特産物「俵山豆腐」、「俵山味噌」の製造販売を行い地域振興に努めてきたが、任意組織からより発展性のある組織にし、組合員17名で味噌、豆腐、漬物の製造を行う。

玖珂郡では、企業組合みんなと村が設立された。みんなと村は10年前より町、商工会、JAのバックアップのもと、玖珂ハーブ研究会が発足し、ハーブを使った特産品づくりや町の

活性化、農業後継者のネットワークづくり等の活動を続けてきた。しかし、ハーブ商品の直売やイベント出展ができ、町内外から多くのお客さんに来てもらえる場所や組織の必要から店舗を建設しオープン。
以上の2組合は、理事長はいずれも女性で、組合員もほとんどが女性で組織、運営されている。

外国人研修生の

共同受入事業が3組合

外国人研修生の共同受入を主目的に3組合が設立された。下関市では、水産食料品製造業者4名が下関食品流通協同組合を設立。玖珂郡では、食肉卸売業者4名が周東食肉協同組

合を設立。同じく玖珂郡で、プラスチック製品製造業者5名がミエプラスチック協同組合を設立した。いずれの組合も中国からの研修生を受入れ、組合員の有する技能や技術を研修生に習得させるための研修を行うと共に、組合員の経営体質の強化を目的にしている。

リサイクル・環境問題への対応 スタンプシール発行の設立も

周南市では、再生資源卸売業者4名が、市のごみ減量と古紙などの再生資源の有効活用を図るための選別処理業務を共同受注し、組合員の生産性の向上と経営の安定化をめざし、周南市リサイクル事業協同組合を設立した。

美祢市では、市内の土木建築業者ら6名が年々厳しくなりつつある環境に対する規制等に対応するため、建設残土処理場の確保と運営を行うほか公共工事の共同受注を目的に美祢土木協同組合を設立した。

下関市では、小売・サービス業者が中心になって、組合員の販売促進と消費者に対して満足のいくサービスを提供できるようにスタンプシールの発行を行うために協同組合とようらシール会を設立した。また、活字離れやインターネットの普及等によ

組合設立数の推移（平成元年以降）

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
山口県	16	14	13	9	16	11	16	8	22	10	13	15	17	13	12	9
全国	852	848	942	1,003	970	898	903	863	894	792	845	862	851	828	816	868
※	18.1	18.0	20.0	21.2	20.6	19.1	19.2	18.4	19.0	16.9	18.0	18.3	18.1	17.6	17.4	18.5

※1 都道府県あたりの平均設立件数

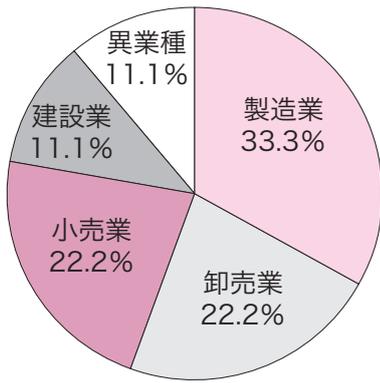
り販売部数が減少している市内の新
聞小売業者21名が営業活動に必要な
消耗品等の共同購入やチラシ等の配
達業務の共同受注を目的に下関毎日
新聞販売店協同組合を設立した。

**業種別では製造業が3組合
小売業、卸売業が各2組合**

設立組合を業種別にみると、16年
度は製造業3組合、小売業及び卸売
業が各2組合、建設業及び異業種が
各1組合であった。ちなみに昨年度
と一昨年度はサービス業・異業種の
設立が目立ったが、16年度はサービ
ス業の設立はみられなかった。

(グラフI)

グラフI 業種

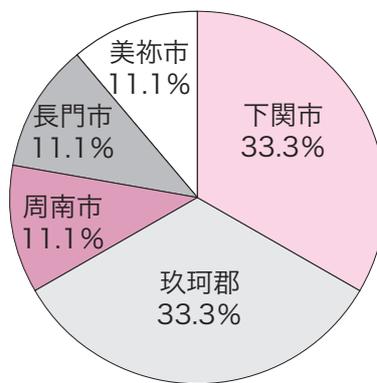


下関市及び玖珂郡が各3組合

設立組合を組合の所在地でみると、
下関市及び玖珂郡が各3組合であり、

9組合中6組合(66・6%)を占め
た。次いで、周南市、長門市、美祢
市がそれぞれ1組合であった。ちな
みに下関市は3年度連続してトップ
となっている。(グラフII)

グラフII 組合の所在地



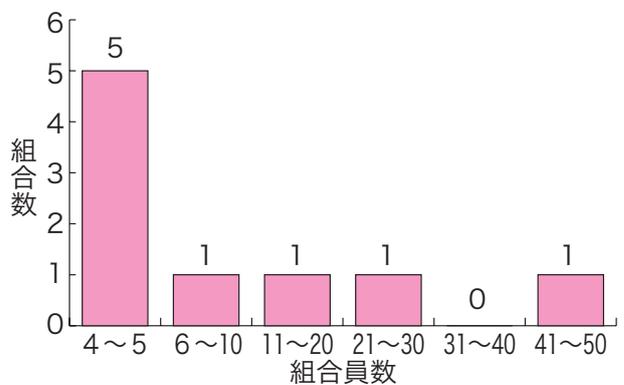
**昨年同様、組合員数・出資金額
ともに少人数・少額**

平成16年度に設立された9組合の
規模別状況(組合員数・出資金額)
をみると、組合員数が4人から5人
までが5組合(55・5%)と最も多
く、次いで6人から10人までが1組
合(22・2%)となっており、10人
以下が9組合のうち6組合(66・6%)
を占めている。

(グラフIII)

ちなみに、9組合の組合員数の平
均は14・4人であり、最も多い組合
で64人、最も少ない組合で4人となっ

グラフIII 新設組合の組合員数



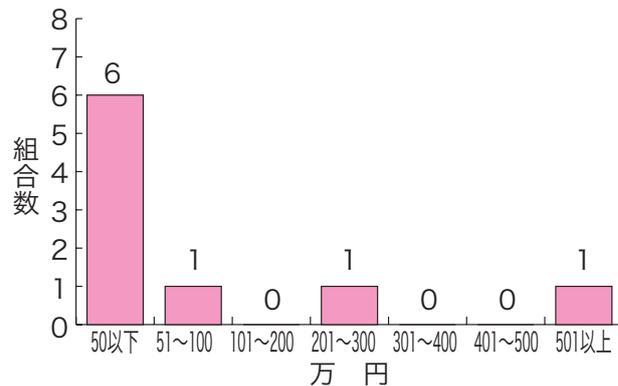
ており、昨年同様、比較的少人数で
の設立が多くなっている。
また、出資金額をみると、50万円
以下が6組合(66・6%)と最も多

組合の設立は中央会へ!

組合設立の相談に来られる設立
発起人の方の中には、他の組合の
定款や事業をそのまま模倣されて
いる場合がありますが、定款を作
成されるのも、初めての方にとっ
ては大変な手間がかかります。

く、平均では約148・5万円であ
り、最も多い組合で748万円、最
も少ない組合で20万円となっており、
昨年同様少額での設立が多くなっ
ている。(グラフIV)

グラフIV 新設組合の出資金



組合の設立をお考えの方は、定
款等、設立に必要な「認可申請書
類」を作成される前に、先ずは、
中央会までご一報下さい。中央会
の指導員が懇切丁寧に相談に応
じております。

山口県中小企業団体中央会
☎083-922-2606

北の大地で誓おう フロンティア精神 組織の力 重要課題13項目を決議！

第57回中小企業団体全国大会開催

去る9月15日、第57回中小企業団体全国大会（北海道大会）が北海道札幌市の「札幌ドーム」にて開催された。

本大会は、21世紀の中小企業の無限の可能性を秘めた大会として更なる連携の絆を図る機会であり、わが国の経済構造が激変する中において、組織の力により新しい分野、未開拓分野にフロンティアスピリットを



持つて積極的に取り組もうという姿勢を広く共有することが喫緊として、『北の大地で誓おう フロンティア精神 組織の力』をキャッチフレーズに全国の中小企業団体の代表者8、300名が一堂に会した。

開会にあたり、主催者を代表して全国中小企業団体中央会の佐伯昭雄会長の挨拶に続き、大会名誉会長である高橋はるみ北海道知事から挨拶



(左) 組合功労者 (山口県菓子工業組合 倉本前理事長)
(右) 優良組合 (シーモールしものせき協同組合 瀬川事務局長)

して各方面からメッセージが多数寄せられた。また、各政党を代表して、自由民主党・甘利明衆議院議員、公明党・風間昶参議院議員並びに民主党・小川勝也参議院議員から挨拶があった。

大会では、3名から意見発表が行われた後、『景気対策、中小企業対策の充実・強化』など中小企業が直面する重要課題13項目が決議された。また、優良組合38組合、組合功労者72名、中央会優秀専従者17名が表彰された。山口県からは、優良組合として、シーモールしものせき協同組合、組合功労者として山口県菓子工業組合の倉本前理事長がそれぞれ受賞された。

最後に、決議事項の早急な実現を求める『大会宣言』が採択され、次期大会開催地が東京都であることが発表された。

第57回全国大会スローガン

- ① 中小企業連携組織対策予算の確保・充実
- ② 政府系中小企業金融機関の機能の維持・強化
- ③ まちづくり推進のための新たな枠組みの構築
- ④ 中小企業の活力を増進する組合制度の見直し
- ⑤ 景気・経営環境に配慮した税制の見直し
- ⑥ 中小企業を重視した労働・教育改革

がされた。
来賓として、中川昭一経済産業大臣(代理：望月晴文中小企業庁長官)、藤井基之厚生労働大臣政務官、岩永峯一農林水産大臣(代理：佐久間隆大臣官房審議官)ら多数の臨席を得、小泉純一郎内閣総理大臣をはじめと

県内6卸団地間の連携を一層強化する！

山口県中央会流通関係組合連絡協議会
 去る8月24日、小郡町「ホテルみやけ」において、山口県商政課藤井主幹を招き、山口県中央会流通関係組合連絡協議会通常総会並びに懇談交流会を開催した。

提出議案については全て原案通り可決承認され、協議会活動を通じて、県内6卸団地の連携を密にし、厳しい環境に対応していくこととなった。続いて、研修事業の一環として懇談交流会事業を開催した。出席者から昨今の県内中小卸売業の厳しい状況とそれに対応する組合の活動内容について説明され、今後の卸売業のあり方について熱心な議論がなされた。その中でも、SCM（サプライチェーンマネジメント）の再確認が重要であり、取引先のニーズにあった対応をやはり考えていかなければならない。めまぐるしく変わる環境の中、卸売業の生き残りをかけて、SCMをベースに物流の効率化、新規事業の検討等を進めていく必要性があるといった方向性を出した。



新産業振興のために力の集結を！

山口県中央会鉄工組合連絡協議会
 去る8月30日、小郡町「ホテルみやけ」において、山口県中央会鉄工組合連絡協議会の平成17年度通常総会並びに懇談会を開催した。

総会においては、①平成16年度事業報告及び収支決算の承認の件について、②平成17年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認の件について、③平成17年度会費の額及び徴収方法決定の件について審議を行い、全て原案通り可決承認された。また、役員改選が行われ、会長には萬谷英幸氏（柳井機械金属協同組合理事長）が再選された。

続いて開催した懇談会においては、山口県新産業振興課長小山和久氏にご出席頂き、県内の新産業振興について説明の後、組合側との情報・意見交換を行った。



休眠組合の整理について

このたび、平成17年10月1日の基準日より遡ること3ヶ年に行政庁への届出、許認可の申請等を一度もしていない事業協同組合等を対象に、休眠組合の整理（解散命令等）が実施されます。

つきましては、実際には活動していないながら、必要な届出等を怠っている事業協同組合等は、至急行政庁への諸手続を行って下さい！

対象組合

事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合
お問い合わせ

企画課

山口県中小企業団体中央会
 ☎083-922-2606

団体指導班

山口県商工労働部経営金融課
 ☎083-933-3185

☑チェックしてみよう！

- 決算関係書類の提出**
 毎事業年度、通常総会（総代会）の終了の日から2週間以内に所管行政庁に提出しましたか？
- 役員変更の届出**
 役員（理事、監事）の変更や氏名、住所に変更があった場合に、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に提出しましたか？前回と同一人が再選された場合でも届出は必要です。
- 定款変更の認可申請**
 定款変更を議決した総会終了後、速やかに所管行政庁へ変更認可申請しましたか？
 所管行政庁に定款変更認可申請をして認可を受けなければ効力を発生しません。
- 変更の登記**
 登記事項（代表理事の変更等）に変更があった場合に、所管の法務局へ変更登記をしましたか？なお、登記懈怠の場合は、過料が課せられます。

防府冷凍冷蔵協同組合

地元産業の育成・発展に貢献

設立から現在まで

設立当時、瀬戸内は豊富な資源と恵まれた漁港を背景に、魚介類の水揚げを誇っており四季に新鮮な海産物を京阪神、関東地方に出荷したい願いから、県・市の指導のもと昭和49年7月本組合は設立した。F級冷凍能力5、000ト

ンを有する本組合は、大きな役割を果たす一方各種産業の発展にも寄与し、練製品産業、冷凍精肉業、500アイテムを越す冷凍食品等々の保管により、卸、小売業の発展に貢献した。

現在、設立31年を経過し、産業形態、経済状況は大きく変遷し、



榎垣理事長



竹田専務理事

内海資源は激減の一途であり、輸入にすべてが委ねられているのが現状である。そのような中で、輸入製品の規制等もあり、取扱商品が変化し、取扱店・取扱商品等多品種化し、あらゆるニーズにも対応していくことが要求され、万全の体制で臨んでいる。

事務局では、竹田専務理事、女子職員2名が組合運営全般を任されており、冷凍・冷蔵商品のコンピュータでの管理も行っている。

冷凍生活物資の拠点

組合事業は、冷凍・チルド製品の共同保管、いわば「県内冷凍物資の拠点」となっている。保管し



大型冷凍設備

た商品は、県内各スーパー等に卸されており、まさしく山口県の台所と言われる所以である。

チルド商品の取扱量アップ

従来からの冷凍食品から、すぐに食べられるチルド食品に需要が変わり時代の波に乗ったチルド食品の取り扱いのウエイトがアップしてきている。

理事長の声

榎垣理事長は、「1つの冷凍庫があることによって、地元業者の育成・県内の産業の発展に貢献す



チルド室内

ることが出来た。これからは、冷凍製品に合わせ、チルド製品の取り扱いを増やすべく新規設備の増設を積極的に行っているところである。」と述べられた。

組合概要

組合名	防府冷凍冷蔵協同組合
理事長	榎垣 仙介
住所	防府市大字新田70番地
☎	0835-22-2251
出資金	10,000千円
組合員数	4名

小松共栄工業協同組合
<http://www2.icnet.or.jp/~kyoei/>

情報ネットワークシステム構築 による顧客対応力強化

組合情報ネットワーク化事業により、組合発注システム、組合員EDIシステム、出荷管理システム、共通部材発注システム、負荷管理システムを構築し、顧客対応力強化を実現。

背景と目的

競争力強化のための生産性向上、受注拡大策、コストダウンに取り組むことが急務となり、組合と組合員間及び組合員同士を迅速かつ安全性の高いネットワークで結ぶ情報システムが不可欠であると考え、事業に取り組んだ。

ITによる事業革新の内容

①組合が主要顧客から共同受信したデータを組合員企業別に振り分ける
 「組合発注システム」
 ②組合から受信した注文データを組合員企業で利用し、組合員企業で帳票を自社発行する
 「組合員EDI」



DIシステム」③組合員企業から組合へ出荷情報を伝送する「出荷管理システム」④組合にて最適発注先に一括発注する「共通部材発注システム」⑤組合員企業設備負荷状況を把握する「負荷管理システム」を構築した。

成果

本システムにより、顧客からの発注内容の変更等に迅速に対応できるようになった。また、出荷管理システムにより、タイムリーな出荷情報の把握が可能となり、顧客への迅速・正確な納期回答で顧客満足度の向上にもつながった。何より、顧客の発注形態の変更にスムーズに対応し、リードタイムの短縮を実現するには本システムは不可欠であった。

組合概要

組合名	小松共栄工業協同組合
設立	昭和48年6月
住所	小松市光町25
TEL	0761-2410771
出資金	5,000万円
組合員数	19名

福岡県観光バス事業協同組合
<http://www.kanko-bus.or.jp/>

「あなたの街から」を合い言葉に お客様へアピール

規制緩和による競争激化を勝ち抜くために創り出した独自企画を、組合員共通の商品として固定客を増やしている。これを紹介するホームページによる広告が、集客に大いに役立っている。

背景と目的

規制緩和により、組合員も安値競争に巻き込まれ、利益率の減少、経営基盤の悪化を招く恐れがあった。これを防止するために利益率の高い事業をめざし、独自企画の日帰りバス旅行を開発した。これを広くPRするためホームページを利用することにした。

ITによる事業革新の内容

ホームページによる予約受付、集客を行っている。コンテンツの主体は自主企画のバスツアーで、共同受注事業の柱となっているものである。ホームページでは新規の問い合わせ、旅行参加の受付をしている。



成果

ホームページからの集客面では旧来からの固定客だけでなく、新規顧客が増加した。独自商品のため内容に比して値頃感があり、参加した客が固定客となり始めている。仕入れ先となる観光施設からの問い合わせも相次ぎ、新規仕入先となっている。

組合概要

組合名	福岡県観光バス事業協同組合
設立	平成3年3月
住所	福岡市博多区博多駅東3丁目3-16 川清ビル307
TEL	092-47316916
出資金	4,000万円
組合員数	38名

山口県のリサイクル製品及び 山口県認定「エコ・ファクトリー」の募集

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

山口県では、リサイクル製品の利用を促進するとともに、県内のリサイクル産業の育成を図り、循環型社会づくりを進めるため、県内で製造加工されるリサイクル製品の認定と普及啓発に取り組んでいます。また、県内で産業廃棄物の発生抑制や再資源化に継続して取り組み、実績を上げている事業所を「山口県エコ・ファクトリー」として認定する制度を創設し、より一層の産業廃棄物の減量化を目指します。

平成17年度は、次のとおり募集を行います。

〈山口県のリサイクル製品の募集〉

■対象製品

山口県内で発生する循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)を利用し、県内において製造加工され、販売されているリサイクル製品

■応募方法

申請に当たつての留意事項等をご参照の上、認定申請書、当該製品及び製造加工フロー等をご提出ください。

■応募期間

平成17年10月1日(土)
～10月31日(月)

■認定審査

山口県リサイクル製品認定審査会において審査の上、認定します。



認定マーク「くるりん」

〈山口県認定「エコ・ファクトリー」の募集〉

■対象者

山口県内で製造等の事業活動(他から受け入れた廃棄物の再資源化事業を含む)を行っている事業所(事業者ではなく、事業所が認定の単位となります。)

■応募方法

申請に当たつての留意事項等をご参照の上、認定申請書及び添付資料等をご提出ください。

■応募期間

平成17年10月1日(土)
～10月31日(月)

■認定審査

山口県エコ・ファクトリー認定審査会において審査の上、認定します。

〈応募先・問い合わせ先〉

山口県環境生活部

廃棄物・リサイクル対策課

ゼロエミッション推進班

☎083-933-2992



<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/haiki/index.htm>

労災保険給付・ 労災医療等の無料相談

財団法人労災保険情報センター

財団法人労災保険情報センターでは、厚生労働省の委託を受けて、労災保険制度全般のご相談をお受けしています。相談は無料で秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

財団法人労災保険情報センター

山口事務所

〒753-0074

山口市中央5丁目2番34号

セントラルビル4F

☎083-932-1122
☎0120-055-313



<http://www.rousai-ric.or.jp/>

「ごみゼロやまぐち県民運動の推進」

「もったいない」の心で、
できることから実践を！

山口県環境生活部

事業者及び県民の間に広く循環型社会の形成に関する関心と理解を深めるとともに、積極的に循環型社会の形成の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、10月を「循環型社会形成推進月間」と定め、ごみゼロ県民運動の一環として重点的な取り組みを実施する。

1. 期間

平成17年10月1日から31日まで

2. 循環型社会の形成に当たつての取組みの基本原則

- ① 自主的・積極的な取組みの促進
- ② すべての者が公平に担う循環型社会づくり
- ③ 創意工夫による廃棄物の発生抑制
- ④ 資源の循環的な利用
- ⑤ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）及び適正処理の実践

※3Rとは…

- ・リデュース (Reduce) ～物を大切に使う。
- ・リユース (Reuse) ～繰り返し使う。
- ・リサイクル (Recycle) ～再び資源として利用しよう。

被害者支援 講演会・シンポジウム

「広げよう！被害者支援の輪」

被害者支援センター

「ハートラインやまぐち」

日時 平成17年10月8日(土)

13:00～16:05

場所 下関市唐戸町4-1

「カラトピア5階」

～入場無料・事前申込み不要～

内容

13:00～

警察音楽隊コンサート

13:40～14:40

講演会

「犯罪被害者を体験して」

松本サリン事件被害者

河野 義行氏 (55歳)

14:50～16:05

シンポジウム

「報道と被害者支援について考える」

【パネリスト】

・殺人事件被害者遺族

本村 洋氏

・サンテレビジョン報道部記者

永谷 和雄氏

・西日本新聞社会部記者

宮崎 昌治氏

下田 泰氏

・松本サリン事件被害者

河野 義行氏

・ハートラインやまぐち

支援事業部長 木下 文雄

お問い合わせ

被害者支援センター

「ハートラインやまぐち」事務局

083-974-5115

新「山口市」誕生に伴う 定款変更について

〈定款変更の例〉

平成17年10月1日、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の県央部1市4町が合併し、「山口市」となりました。

これに伴い、定款第3条（地区）、第4条（事務所の所在地）の規定において、旧市町の何れかの記載がある場合は定款変更が必要となります。新市発足後に開催される最初の総会（もしくは臨時総会）において、該当部分について定款変更の手続き、定款変更認可後2週間以内に変更登記が必要となります。

具体的な手続き、ご不明な点等については中央会までお問い合わせ下さい。



【定款変更前の条文】

(地区)

第3条 本組合の地区は、山口市、吉敷郡小郡町、秋穂町、阿知須町及び佐波郡徳地町の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を吉敷郡小郡町に置く。



【定款変更後の条文】

(地区)

第3条 本組合の地区は、山口市の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を山口市に置く。

ボランティアで給水栓を修理

岩国管工事協同組合

岩国管工事協同組合（見玉泰幸理事長）では、8月25日に岩国市内の小中学校にある給水栓を修理するボランティア活動に取り組んだ。1987年から始めて今年で19回目となる。

この奉仕活動は、小・中学校の壊れて水が出なくなった給水栓などを夏休みの間に修理し、生徒たちに不便なく使ってもらおうと始めたもので、今年は組合青年部の20名が分かれ、5カ所の小中学校を回った。給水栓は全部で1,200カ所あり、



一つ一つパッキンを交換した。学校に来ていた児童からは「壊れていた水道が出るようになってうれしい。これからも大切に使用していきたい。」という声も聞かれたとのこと。

（表紙写真）

組合概要

組合名 岩国管工事協同組合
住所 岩国市川口町 一丁目6番35号
出資金 5,940万円
組合員数 18社
主要事業 共同受注事業、教育情報事業

創立35周年・法人化20周年記念式典を開催

山口県豊工業組合

山口県豊工業組合は、去る9月14日に創立35周年・法人化20周年を記念する式典を山口市内のホテルにおいて開催した。当組合は、昭和45年に任意団体「山口県豊組合連合会」を発足し、昭和60年に工業組合として法人化され、本年節目の年を迎えたことから記念式典を開催した。式典当日は、和田卓也山口県商工労働部長をはじめ、多くの来賓が出席し、柳崎理事長の主催者挨拶に続いて、永年勤続優良従業員19名への表彰が



柳崎理事長

行われた。その後、来賓挨拶、祝電披露と進み、以下の

決議が参加者全員で読み上げられ、明日の豊業界の繁栄のための使命と団結が再確認された。

- 一・顧客満足度100パーセント我等が使命。
- 一・業界発展は協調と団結にある。
- 一・技能の尊重と品質管理の徹底。

当組合は、法人化以来、積極的に組合事業に取り組み、昨年10月には、優良組合として経済産業大臣賞を受賞している。



平成16年度中小企業組合検定試験 問題と解答 (2) 組合制度

本会では、毎年12月の第1日曜日に組合の役職員等の資質向上を図るため、中小企業組合検定試験を実施しております。本年度も12月4日(日)に実施いたします。試験問題の内容の周知を含め、昨年の組合制度の問題と解答を掲載します。11月号に組合運営を掲載する予定にしております。

第 1 問

次の設問のうちから1問を選び、解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい（400字を超えた場合は減点します。なお、選択した設問の番号を必ず解答用紙の所定の欄に記入しなさい）。

〔設問1〕 中小企業等協同組合法における「加入・脱退の自由」について述べなさい。

〔設問2〕 今日の時代において、中小企業組合制度が持つ積極的な役割について述べなさい。

〔解答例〕

第1問

〔設問1〕

組合は、相互扶助の精神を基調とする組織であることから、加入及び脱退は任意でなければならない。中小企業等協同組合法において「加入・脱退の自由」は組合の基準・原則として明示されるとともに、加入の自由、脱退の自由がそれぞれ規定されている。組合への加入は、組合員資格を有する者と組合との契約の締結であり、加入申込みをし、定款に定められた出資をすることにより初めて組合員たる地位が得られる。組合は正当な理由がないのに加入を拒み、また現在よりも困難な条件を付してはならない。一方脱退は、自由脱退と法定脱退とがあり、前者の場合組合員は90日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。組合はこの予告期間を1年以内の期間で延長することができる。後者は、組合員資格の喪失や死亡・解散、除名等がこれに該当する。なお、脱退したときは、定款の定めにより持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

〔設問2〕

中小企業が独創性、機動性等を發揮して新たな事業活動を展開していくためには、経営ノウハウ、技術、情報等のソフトな経営資源等の充実強化が大切であるが、これらの経営資源をすべて中小企業が内部に保有することは難しく外部資源の活用が不可欠である。

中小企業組合制度は、中小企業が有する機動性、柔軟性や創造性などを生かして、自立化を目指す同質、異質な企業が「経営資源の相互補完を図るための組織」として位置付けられ、その積極的な活用が期待されている。

また、中小企業組合には、会社のような最低資本金の制約がなく、小資本でも法人格が取得できるため、相互扶助精神によって運営され、税制面等の支援策もある中小企業組合を活用してまず創業し、事業実績が上がった段階で、会社組織に移行し更なる成長を指向することも可能なことから、中小企業組合は簡便な創業、新事業への挑戦のための手段としての役割が期待されている。

第 2 問

次の記述は、中小企業基本法の第15条（経営資源の確保）である。

□□□□の中に該当する語句を下記の語群の中から選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

第15条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の□□□□の強化に必要な経営資源の確保に

資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
 - 二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する を促進し、国が行う技術に関する に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の 及び大学と との連携を促進し、並びに技術者研修及び の事業を充実すること。
 - 三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し を充実するとともに、 の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、 その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する の整備を行うものとする。

〔語 群〕

- | | | | | |
|--------|--------|------------|--------|----------|
| ①助 言 | ②新たな事業 | ③中小企業 | ④大企業 | ⑤都道府県 |
| ⑥研修の事業 | ⑦研究所 | ⑧研究開発 | ⑨共同化 | ⑩中小企業診断士 |
| ⑪ I T | ⑫制 度 | ⑬診 断 | ⑭経営基盤 | ⑮連携組織 |
| ⑯革 新 | ⑰事 業 | ⑱中小企業団体中央会 | ⑲技能者養成 | ⑳試験研究機関 |

〔解答〕

第2問

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
⑭	⑰	⑧	⑳	③	⑱	⑥	②	①	⑫

第 3 問

次の設問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度に関するものである。設問1～設問6の中から3問を選択し、解答用紙の解答欄に4行以内で記述しなさい。

〔設問1〕組合員は持分を共有することができないとする趣旨について述べなさい。

〔設問2〕事業協同組合及び商工組合の総会における特別議決を要する事項を2つあげるとともに、その要件を述べなさい。

〔設問3〕事業協同組合において、員外利用の制限を設けた趣旨について述べなさい。

〔設問4〕役員選挙の方法の一つとして指名推選制があるが、その選出方法について述べなさい。

〔設問5〕理事の自己契約について述べなさい。

〔設問6〕法定脱退の要件をあげるとともに、脱退の時期について述べなさい。

〔解答例〕

第3問

〔設問1〕

持分の共有を認めれば組合員としての権利義務の帰属が不明となり、組合運営上不都合をきたす結果となるので、これを防止する必要からである。

〔設問2〕

総会の議事のうち、特に重要な事項については総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決をいう。代表的な事項に、定款の変更、組合員の除名などがある。

〔設問3〕

事業協同組合は、組合員に直接の奉仕をすることを目的として共同事業を行う事業体であるから、その利用者は本来組合員に限られるべきである。また、員外者に無制限に利用を認めると、組合員の利用に支障を生じ、組合員の事業利用権を侵害する恐れがある等からである。

〔設問4〕

役員選挙において、出席者の全員の同意がある場合に限り、投票に代わり行うことができる制度である。なお、被指名人を当選人とするか否かについても出席者全員の同意が必要である。

〔設問5〕

理事が組合と契約を締結する場合には、その理事は契約の締結につき理事会の承認を受けなければならない。その趣旨は、理事がその地位を利用して組合に不利な取引による損害を与えることを防止するためである。もし違反して理事会の承認を受けずに契約を締結した場合は、その契約は無効と解される。

〔設問6〕

組合員の意思の如何にかかわらず、法定された事項に該当するに至ったときに脱退することをいい、組合員資格の喪失、死亡又は解散、除名等がある。自由脱退が事業年度末に脱退することに対し、法定脱退はその事実が発生した時に脱退となる。

第 4 問

次に掲げた文章のうち、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、または×印のみをつけた場合には、無効解答とします。）。

1. 事業協同組合は、総会において直接代表理事を選挙することはできない。
2. 員外役員は、理事、監事とも定数の3分の1未満でなければならない。
3. 総会の議事において、採決の結果可否同数のときは、議長に決定権が与えられる。
4. 理事会の議事は、理事の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。
5. 電磁的方法（電子メール）による議決権の行使は、定款に定めることにより、総会の議決のみならず、理事会の議決においても認められている。
6. 理事会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載するとともに、出欠のいかんにかかわらず理事全員が署名しなければならない。
7. 総代会では、組合の合併について議決することができるが、組合の解散については議決することができない。
8. 事業協同組合、企業組合及び協業組合は、株式会社、有限会社に組織変更することができる。
9. 組合役員住所の変更は、行政庁に届け出る必要はない。
10. 組合の出資総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、期中に頻繁に変更があっても、主たる事務所においては年度末から4週間以内に1度行えば足りる。

〔解答〕

第4問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	○	×	○	×	×	○	×	○

月次景況調査結果

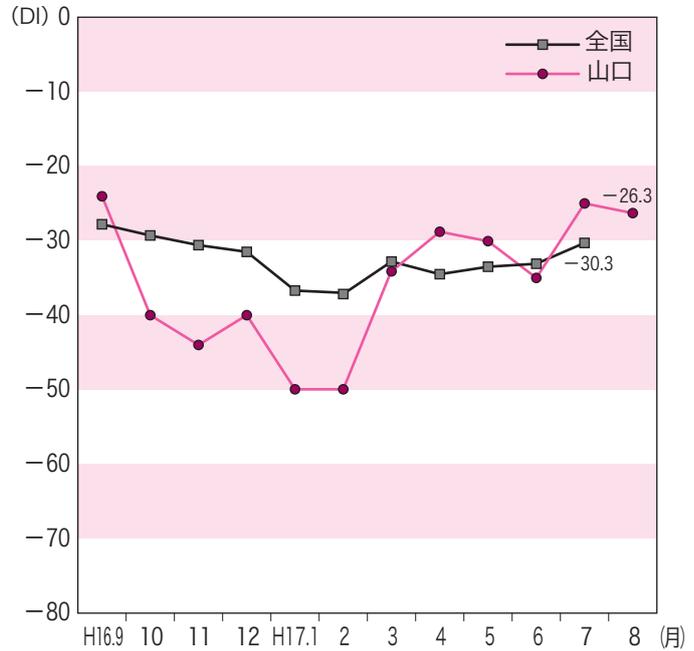
平成17年8月期

■ 業界の景況 - 業種別 - ■

	業 種	景況 (DI値)
製 造 業	食 料 品	●
	織 維・ 同 製 品	●
	木 材・ 木 製 品	☔
	印 刷	☔
	窯 業・ 土 石 製 品	●
	鉄 鋼・ 金 属	●
	一 般 機 器	●
	輸 送 機 器	☀
	そ の 他 の 製 造 業	☔
非 製 造 業	卸 売 業	☔
	小 売 業	☔
	商 店 街	☔
	サ ー ビ ス 業	☔
	建 設 業	☔
	運 輸 業	☔

30以上★ 10以上30未満★ -10以上10未満●
 -30以上-10未満☔ -30未満●

■ 業界の景況の推移 - 全国平均との比較 - ■



※DI値(前年同月比)=[(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/調査対象組合]×100

(上表、グラフについては、情報連絡員50名の他に、中央会が聞き取り等で集めた30組合のデータが加算されています。)

【情報連絡員報告】

情報連絡員とは、山口県内の組合の中から地区、業種を代表する組合の役員50名を情報連絡員に委嘱する制度です。情報連絡員から毎月、業界の景況動向に関する情報を収集、分析して、行政面に反映させるとともに、各関係機関に情報提供しています。

また、中央会 (<http://www.axis.or.jp/chuokai/>) のホームページで掲載しておりますのでご利用ください。

食料品

○8月の売上げは、対前年+4%で推移。お盆期間も昨年以上の集客があった。飲食系の売上も昨年対比で大きく伸びており、今期累計(4~8月)でも約7%強の伸びを示している。(食料品製造業)

○暑さと好天に恵まれ、お盆を中心にお中元をあわせて、冷菓に強みが見られた。(菓子製造業)

窯業・土石製品

○四半期は、予想外な需要増となったが、当月は前年度比84%と大きく落ち込んだ。今後は、全般的な景況

一般機器

況の好転を受け需要増があるものと期待している。(セメント・同製品製造業)

○半導体関連は回復してきているが、昨年の水準には至っていない。工作機械、自動車関連機械依然好調。機械業界は仕事量が増えており、部品調達に遅れが生じている。鉄工関係は多忙。特に北九州地区の動き大きく山口県内は動き小。配電盤関係は公共投資関係で従来の半減。民間は半導体工場建設で多忙。(一般産業用機械・装置製造業)

輸送機器

○親企業の作業量減により、売上・価格面で厳しい状況。年末までは一進一退の状況。コストダウンの要請は原油高下においても納まらない状態。(鉄道車輛・同部品製造業)

その他の製造業

○好天に恵まれ仕事はしやすいが、受注の弱い店もあり、昨年より減少傾向。昨年並みの店も半数くらいある。しかし、先行きの不安や仕入材料の値上げで収益は悪化。

値下げ競争にならないように組合でも対策を考えている。(畳製造業)



卸売業

○石油製品価格の高騰による影響がコスト上昇となり、苦慮している。(下関市)



小売業

○依然として、入館者は減少しているが、売上げはヤングの衣料品を中心に前年を上回っている。(下関市)

○昨年ほどの猛暑ではないが、エアコンは好調に推移。組合店の半数はアナアナ変換事業に従事しているが、収益をあげている店も多いが、店間の格差が広がっている。(山口市)



商店街

○観光型商店街として7/29秋おみやげ博物館、8/3秋焼ギョーリー北国堂をそれぞれオープンしたが、秋夏まつり、盆の帰省客でまずまずのスタートとなった。順次空店舗を埋めてゆく予定。(秋市)



サービス業

○ホームページの自動予約による売上げが若干だが増加。(旅館業)

○お盆前は忙しく、後半はゆっくり。美容業も繁盛店、あまり忙しくない店などと格差が出てきている。

サービス面では大変よくなっており、お客様から好評。(理容・美容業)



建設業

○公共工事は件数が増加しているが、額は不変。建設工事は、民間発注が少し増加傾向。(柳井市)

○見積りの引き合いは増加している。引き合い先に偏り傾向が見られる。鋼材価格の一部が上げ止まりとなっているが、依然、工賃価格の値戻し及び副資材・運賃等まで価格の適正化は浸透せず厳しい状況が続いている。特に鋼材価格「特に厚板」の上昇は依然続く。(鉄骨工事業)



運輸業

○前月に引き続き燃料の値上りは上昇の一途をたどっている。ニューヨーク相場が現状で推移すると、年末には80\$も予想され、運賃値上げも考えられる。組合のETCは順調で、燃料アップを若干カバーしている。(下関市)

情報連絡員の

業界の声！



黒河連絡員

(岩国駅前本通商店街振興組合 専務理事)

業界の現状について教えてください。

当商店街では、岩国市の空き店舗対策事業が功を奏し、出店率が高まり、商店街としての賑わいを取り戻しつつあります。また、昨年より、岩国駅前3商店街、岩国市、岩国商工会議所並びに地域住民が一致協力し、エコ事業を柱に様々な取り組みを行い、岩国の街の顔として、地域活性化の一翼を担っています。

最近、熱中していることは何ですか？

私は現在50歳なのですが、55歳まではしっかり仕事をし、それ以後は、一線を離れ、残りの人生を楽しく過ごしたいと考えています。その目標を達成するための努力・

研究に楽しさを感じています。組合で力を入れていることは何ですか？

岩国という街は、まだまだチャンスが多い街です。組合としては、このチャンスを活かすためにも、きちんと話し合う場と動きやすい組織を作り、各種データの裏付けがある将来ビジョンを策定することに力を入れています。組合としてPRしたいことがあればどうぞ！

商店街に来るお客様や商店街近郊の住民の皆様は「安心・安全・安住」を提供できるよう、安全パトロール活動を実施し、地域に密着した取り組みを心掛けています。また、事務局の女子職員(写真右隣)の笑顔もステキと評判です。お気軽に足を運んでください。



事務局前から見た商店街

施策シリーズ⑤ I T (情報通信機器等) 投資促進税制

一定の I T 関連設備やソフトウェアを導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

■対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または法人

■対象となる資産・設備

①ソフトウェア

(適用を受けようとする事業年度のソフトウェアの取得価額の合計額が600万円以上《個人事業者または資本金3億円以下の法人については70万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が100万円以上》となる必要があります。)

②次の I T 関連 8 設備

電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、I C カード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置 (適用を受けようとする事業年度の I T 関連設備の取得価額の合計額が600万円以上《個人事業者または資本金3億円以下の法人は140万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が200万円以上》) となる必要があります。)

■措置の内容

●取得の場合

10%の税額控除 (ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能) または50%の特別償却が受けられます。

●リースの場合

リース費用の総額の60%について、10%の税額控除 (ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能) が受けられます。

●手続きの流れ

①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算などに関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。

②取得等をした設備等について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

■適用期間

平成18年3月31日まで

毎月勤労統計地方調査結果

平成17年7月—山口県統計課

事業所規模 5人以上

産 業	賃 金		労働時間数及び雇用						労働異動	
	現金給与総額	所定内与給	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	月末常用労働者数	パートタイム労働者比率	入職率	離職率
	円	円	日	時間	時間	時間	人	%	%	%
調 査 産 業 計	372,988	233,080	20.1	152.5	143.4	9.1	448,674	25.5	1.89	1.71
建 設 業	442,483	293,868	21.7	172.6	165.0	7.6	37,381	7.9	0.25	3.01
製 造 業	513,703	251,758	20.5	166.9	150.5	16.4	99,201	11.3	0.85	1.86
電気・ガス・熱供給・水道業	488,472	368,244	18.8	150.6	139.8	10.8	2,951	2.2	0.89	0.41
情 報 通 信 業	390,836	268,794	18.4	152.1	130.4	21.7	4,581	26.0	1.97	0.62
運 輸 業	388,077	236,795	21.3	175.0	156.6	18.4	31,548	5.3	1.35	0.44
卸 売 ・ 小 売 業	298,375	174,733	21.0	141.2	137.3	3.9	87,884	50.3	3.58	2.13
金 融 ・ 保 険 業	361,427	305,916	20.2	163.7	154.8	8.9	10,794	3.3	0.81	2.39

セミナーのご案内

日時 平成17年10月21日(金) 10:30~16:00

場所 山口市J R山口駅となり
「ばるるプラザ山口」

日程及び内容

〈組合実務担当者セミナー〉

10:30~12:00

「組合の庶務・法律について
(組合制度・組合運営)」

13:00~14:30

「組合の経理・税務について (組合会計)」
山口市中小企業団体中央会 指導員

〈中小企業会計啓発・普及セミナー〉

14:30~16:00

「経営力を強化するための会計」
(社)山口市中小企業診断協会
中小企業診断士 中田哲也氏

対象者 組合実務担当者、中小企業の経営者など

受講料 無 料

申込み・お問い合わせ

山口市中小企業団体中央会
企画課 (担当:水野) ☎083-922-2606

山口県中小企業団体中央会創立 50周年記念式典開催のお知らせ

昭和31年2月に中小企業の振興発展を図るため
組織化の推進を目的として、本会が創立され来年
2月で満50周年を迎えることとなりました。

これを契機に、中央会、組合等連携組織並びに
地域中小企業者間のさらなる交流を促進し、中小
企業の成長発展を期して、下記のとおり創立50周
年記念式典を開催する予定ですのでお知らせ致し
ます。

日時 平成18年2月15日(水) 14:00~

場所 山口市「ホテルニュータナカ」

- 次第
- 第1部 記念式典 (組合等表彰式)
 - 第2部 記念講演会
 - 第3部 祝賀会

お問い合わせ

山口市中小企業団体中央会 ☎083-922-2606

厚生労働省
山口市最低賃金 642円
有効発生日:平成17年10月1日

願書受付は10月14日(金)まで 平成17年度中小企業組合検定試験のご案内!

Q 検定試験の概要
について教えてく
ださい。



A 検定試験の概要については次のとおりです。

- ①試験科目 「組合制度」「組合運営」「組合会計」
の3科目
- ②試験日 平成17年12月4日(日)
- ③試験地 山口市J R山口駅隣
「ばるるプラザ山口」
- ④受験料 5,000円
(一部科目免除者は3,000円)
- ⑤受験申込 必要書類に受験料を添えて本会宛
にお申し込み下さい。
- ⑥合格発表 平成18年3月1日(水)

申込み・お問い合わせ

山口市中小企業団体中央会
企画課 (担当:小倉) ☎083-922-2606



観光案内所へ来られた方の接客や、組合ホームページでの自動予約システムの担当をされている金子さん。「笑顔での対応」、「気に入って頂ける宿の紹介」を心がけています。

今、挑戦したいことはウォーキングや筋力トレーニング。「今年は食欲ではなく、スポーツの秋を満喫したい」とのことでした。

組合のPRをお願いしたところ、「萩にお泊まりの際は是非、当組合の自動予約をご利用下さい。」と笑顔で応えてくれました。



萩旅館協同組合

金子佳世さん

<http://www.hagi.ne.jp/>

編集・発行

 山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館6階

☎ 083-922-2606 Fax 083-925-1860

E-mail ycdc@axis.or.jp

<http://www.axis.or.jp/>

印刷製本 株式会社 桜プリント社

r100

古紙配給率100%再生紙を使用しています

 PRINTED WITH
SOY INK